



## その他

### 市税条例の一部改正について

税務課 66 1116

市税条例の一部が改正されました。今回の主な改正点は、次のとおりです。

#### 【個人市民税】

1 均等割および所得割の非課税限度額の引き下げ（平成16年度から実施）

均等割および所得割の非課税となる所得の限度額のうち、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には、均等割については1万6千円、所得割については1万円引き下げられました。

#### 加算の額

##### 【均等割】

改正前 19万2千円

改正後 17万6千円

##### 【所得割】

改正前 36万円

改正後 35万円

#### 2 均等割の税率の改正

平成16年度から均等割の税率が2千5百円から3千

円に引き上げられました。平成17年度から、均等割の納税義務を負う夫と生計を一にする妻に対する非課税措置が廃止されますが、平成17年度に限り税率は千500円となります。

#### 3 老年者控除の廃止

（平成18年度から実施）

4 土地、建物等などの譲渡所得に関する改正（平成17年度から実施）

課税長期譲渡所得に対する税率が4%から34%に引き下げられました。長期譲渡所得に係る100万円特別控除が廃止されました。

土地、建物等の譲渡所得と他の所得との損益通算が廃止されました。

優良住宅地の造成等のために土地、建物等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例の適用期間が平成21年度まで5年間延長されました。税率は、次のように引き下げられました。

##### 【改正前】

課税長期譲渡所得金額の4千万円以下の部分 3.4%

4千万円超の部分 4%

##### 【改正後】

課税長期譲渡所得金額の4千万円以下の部分 3.4%

4千万円超の部分 4%

課税長期譲渡所得金額の2千万円以下の部分 2.7%

2千万円超の部分 3.4%

短期譲渡所得の税率が次のように引き下げられました。

#### 一般の譲渡

##### 【改正前】

次のいずれか多い方の税額

ア課税短期譲渡所得金額の9%相当額

イ全額総合課税した場合の上積税額の110%相当額

##### 【改正後】

課税短期譲渡所得金額の6%

国等に対する譲渡

##### 【改正前】

次のいずれか多い方の税額

ア課税短期譲渡所得金額の4%相当額

イ全額総合課税した場合の上積税額

##### 【改正後】

課税短期譲渡所得金額の3.4%

#### 5 上場株式等以外の株式譲渡益課税の税率の引き下げ（平成17年度から実施）

譲渡益に対する税率が4%から3.4%に引き下げられました。

#### 【固定資産税】

家屋の附帯設備に係る課税関係の見直し（平成17年度から実施）

家屋の所有者以外の者が事業用に新たに取り付けた附帯設備に対して課する固定資産税については、取り付けた者を納税義務者とします。

#### 高齢者交通安全推進員が 高齢者世帯を訪問します

安全安心課 66 1156

多発する高齢者の交通事故を防止するため、(財)愛知県交通安全協会の高齢者交通安全推進員が、市内の高齢者（75歳以上）世帯を訪問して、高齢者とその家族の方に、交通安全指導、アンケート調査、夜間反射材着用の啓発などを行います。

高齢者交通安全推進員が訪問するときは、黄色のベスト・帽子・腕章を着用した2人1組で、身分証明書を提示します。

推進員の訪問は、期間および人数の都合から、全ての高齢者世帯ではなく、一部に限らせていただきます。ご理解とご協力をお願いします。

訪問期間  
6月16日(水)～12月10日(金)

#### 警察署便り

蒲郡警察署 68 0110

暴走を「しない」「させない」「見に行かない」

暴走族をなくすために

保護者の皆さんへ

暴走族に加入させないこと、加入していることを知ったときは、脱退させましょう。

自動車などの販売業者、部品販売業者、修理業者の皆さんへ

暴走行為などに使用のおそれのある場合は、車や部品の販売、改造をしないようにしましょう。

燃料販売業者の皆さんへ

暴走行為などに使用のおそれのある場合は、運転者に燃料の販売をしないようにしましょう。

#### 蒲郡競艇

6/1(火)～6(日)

G 2004女子リーグ戦競走第7戦「第19回ジュンブライド大賞」

6/6(日) 12R終了後

第23回蒲郡ボート大賞

6/20(日) 12R終了後

G 福岡チャンピオンカップ開設51周年・福岡競艇(併用場外発売)

優勝者インタビュー

6/16(水)～20(日)

優勝者インタビュー

6/16(水)・17(木)